

木曽岬町太陽光発電設備等設置費（自家消費型）補助金 Q & A

Q 1 いつ設置した（設置する）太陽光発電設備が対象となるか

○町が交付決定した日以降に設置事業に着手した太陽光発電設備が対象となります。一般的に着手日は、太陽光発電設備設置に関する工事等の契約をした日となります。

※木曽岬町では、環境省の原則及び三重県の要綱を適用して補助の対象は交付決定後とします。

Q 2 既設住宅への設置は対象となるか

○対象となります。

Q 3 別荘への設置は対象となるか

○「自ら居住する住宅」の敷地外であれば、対象となりません。

Q 4 カーポートや倉庫の屋根への設置は対象となるか

○「自ら居住する住宅」の敷地内に設置するものであれば対象となります。ただし、発電した電力量の 30%以上を住宅の敷地内で自家消費しなければなりません。

Q 5 野立ての太陽光発電設備は対象となるか

○対象外となります。

Q 6 将来の住民を対象とすることはできるか

○実績報告時に住民であることを確認できれば、対象となります。

【注】将来の住民＝申請時に市町外にお住まいであり、住宅の新築に合わせて太陽光発電設備等を設置し、転入される方。

Q 7 建売住宅への設置は対象となるか

○対象とすることはできますが、他の要件の確認を十分に行ってください。

【例】設置者（購入者）が住民（申請者）であること（PPA は対象外です）

【例】中古設備でないこと（目安として、建売住宅が売りに出されてからおおよそ 1 年以内とします。※「住宅の品質確保の促進等に関する法律」第 2 条第 2 項に定義されている新築住宅 1 年を採用）

○太陽光発電設備付きの建売住宅を購入する契約の日が事業着手日となります。

○太陽光発電設備等の設置に係る費用が明確に分かる資料も必要となりますのでご注意ください。

※他の工事の費用との区分ができないものについては対象外です。

Q 8 買替の場合も対象となるか

○対象とすることはできますが、「買替前と比較して CO₂ 削減効果があること」等、他の要件の確認を十分に行ってください。

※本補助金を活用して設置した設備の買替は対象外です。

※太陽光発電設備のパワコンのみの買替えなど、設備の一部のみの買替は対象外です。

Q 9 増設の場合も対象となるか

○対象とすることはできますが、増設した設備で発電した電力の 30%以上を自家消費することが必要です。

※本補助金を活用して設置した設備のある住宅への増設は対象外です。

Q10 太陽光発電設備を増設した場合の自家消費の考え方はどうなるか

○既存設備と別系統に接続した場合は「増設設備での発電量」の 30%以上を自家消費することが必要です。

○既存設備と同一系統に接続した場合は「既存設備での発電量+増設設備での発電量」の 30%以上を自家消費することが必要です。

※同一系統に接続した場合は既存設備も非 FIT（卒 FIT 等）であることが前提です。

Q11 母屋（親が居住）と離れ（子が居住）にそれぞれ補助ができるか

○1つの住宅に1回の補助金となります。

○母屋と表現されている建築物と離れと表現している建築物が、用途上不可分である場合は、1つの住宅と判断し、どちらか1回の補助となります。

○なお、1筆に2つの建築物がある場合でも、2つの建築物が用途上可分である場合も多く、この場合はそれぞれ1つの住宅として扱い、それぞれに補助できます。

Q12 併用住宅へ設置する設備も補助可能か

○対象となるケースもあると考えます。

【例】以下の全ての条件を満たす場合（太陽光発電設備 7 万円/kW の補助）

- ・併用住宅の屋根に住民の立場で全ての費用を負担して太陽光発電設備を設置
- ・発電した電力の 30%以上を家庭用の電力として自家消費
- ・残りの電力を店舗で消費（又は電力会社へ売電等）

【注】あくまで「住民」を対象とした補助金であり、「事業者（店舗等）が負担した費用」は補助対象となりません。

Q13 共同住宅へ設置する設備も補助可能か

○限定的ですが、補助可能なケースがあると考えます。

【例】大家さんが共同住宅の1室に居住し、設置した設備で発電した電力の30%以上を自らの居室で消費する場合。

Q14 15.5万円/kWhを超える蓄電池は対象となるか

○令和7年度から条件付きで対象となります。

○国の要領が、「15.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)価格以下の蓄電システムであること。」から「12.5万円/kWh以下(工事費込み・税抜き)の蓄電システムとなるよう努めること。」に改正され、15.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)以上の蓄電システムも条件を満たせば補助の対象に認められるようになりました。

○その条件とは、複数者から見積りを取得する、または複数の販売事業者に対して12.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下となる蓄電システムの調達可否の確認を行い、この確認を行ったことが分かる書類を提出することです。

○なお、交付率の上限15.5万円/kWhを超えているため、交付率は $15.5 \text{ 万円/kWh} \times 1/3$ を適用します。

※蓄電システムの販売業者については、以下の検索フォームをご活用ください。

<https://dr-battery.sii.or.jp/r6h/agent-search/>

Q15 蓄電池の価格に間接工事費は含まれるか

○含まれます。

Q16 「契約」＝事業の開始と判断すれば良いか

○一般的には、太陽光発電設備等設置に関する工事の契約をした日が事業の開始日となります。

※太陽光発電設備付きの建売住宅を購入する場合も、契約日が事業着手となります。

Q17 「設備設置」＝事業の完了と判断すれば良いか

○設置者が太陽光発電設備等の引き渡しを受け、対象設備の工事代金等の支払いが済んだ時点をもって事業の完了とみなします。

○また、原則として売電契約が締結され、系統に対し電力の供給ができる状態であることが必要です。なお、電力会社に連系手続きの申し込みをしたうえで、連系手続きに時間を要することを電力会社との協議資料などで確認できる場合はこの限りではありません。

Q18 太陽光発電設備等の能力の小数点以下の処理方法は

○小数点以下を切捨て処理してください。

Q19 太陽光発電設備の能力がパネルとパワコンで異なる場合は

- パネル（モジュール）とパワーコンディショナーの低いほうの数値を採用してください。
- 「パネル（モジュール）のみ」又は「パワーコンディショナーのみ」設置をする場合は補助の対象外です。

【例】過積載を目的としてパネルのみ増設

【例】故障により、どちらか一方のみ買替え

Q20 価格が 72.5 万円（5 kWh）の蓄電池の補助額の計算は

○ $72.5 \text{ 万円} \div 5 \text{ kWh} = 14.5 \text{ 万円/kWh}$ （交付率上限 15.5 万円/kWh 以下）

○ $72.5 \text{ 万円} \times 1 \div 3 = 24.16\cdots \Rightarrow 24.1 \text{ 万円}$ となります。

※必ずしも計算の途中で端数処理する必要はありませんが、計算の途中で端数処理する場合は切捨て処理を行ってください。

Q20-1 価格が 98.5 万円（5 kWh）の蓄電池の補助額の計算は

○ $98.5 \text{ 万円} \div 5 \text{ kWh} = 19.7 \text{ 万円/kWh}$ （交付率上限 15.5 万円/kWh を超える）

$15.5 \text{ 万円/kWh} \times 5 \text{ kWh} \times 1 \div 3 = 25.83\cdots \Rightarrow 25.8 \text{ 万円}$ となります。

※必ずしも計算の途中で端数処理する必要はありませんが、計算の途中で端数処理する場合は切捨て処理を行ってください。

Q21 価格が 185 万円（12kWh）の蓄電池の補助額の計算は

○ $185 \text{ 万円} \div 12 \text{ kWh} = 15.4 \text{ 万円/kWh}$ （交付率上限 15.5 万円/kWh 以下）

$185 \text{ 万円} \times 1 \div 3 \times 10 \text{ kWh} \div 12 \text{ kWh} = 51.38\cdots \Rightarrow 51.3 \text{ 万円}$ となります

※必ずしも計算の途中で端数処理する必要はありませんが、計算の途中で端数処理する場合は切捨て処理を行ってください。

Q22 電力の消費計画書はどのように試算すれば良いか

- 申請時に提出いただく「電力の消費計画書」は、販売店等にご相談ください。

【参考】

- ・京セラのホームページで簡易シミュレーションができます。

<https://www.kyocera.co.jp/solar/personal/simulation/>

Q23 国の他の補助金等と併用することは可能か

- 同一の交付対象設備に対して補助を併用することはできません。

Q24 実績報告書に保証書を添付する理由は何か

- 保証書により、仕様を満たしている（中古設備でない）ことを確認する必要があると考えます。なお、別資料により仕様を満たしている（中古設備でない）ことが確認できるのであれば、必ずしも保証書の提出を求める必要はありません
- 提出する書類について、仕様を満たしていることが確認できるページのみを抜粋して添付する扱いとしても差支えありません。）

Q25 設備の「商用化され、導入実績があるもの」はどのように確認するか

- ホームページやカタログなどで、市場で販売されていることを確認することにより「商用化され導入実績があるもの」と判断します。

Q26 ハイブリッド蓄電池の価格は、太陽光のパワコンを含めた価格とすべきか

- ハイブリッド蓄電池は太陽光発電設備のパワコンと蓄電池が一体となったもので、蓄電池として販売されているため、パワコンも蓄電池の価格とみなしてください。
- トライブリッド蓄電池（太陽光発電＋蓄電池＋EV 充放電システムなど）付帯のパワコンについては、15.5 万円/kWh の制限価格の見直し、国の他の補助事業、メーカー及び他自治体の動向より令和7年度から補助の対象とします。

Q27 10kW を超える太陽光発電設備を設置する場合に必要な自家消費は

- 補助に相当する発電（10kW）量の30%を自家消費する必要があります。

【例】12kW の発電設備を設置する場合

→ 発電量×10kW／12kW×30%以上の電力を自家消費する

Q28 蓄電池が別補助を受ける場合、太陽光発電設備を対象とできるか

- 蓄電池は国等から別の補助金を受け、太陽光発電設備は国等の補助金を受けていない場合は、太陽光発電設備のみを本補助金の対象とすることができます。

Q29 太陽光発電設備設置によりどの程度のCO₂が削減されるか

- クール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）のホームページに参考となる記述があります。

<https://www.tokyo-co2down.jp/re-energy/efforts-renewable/taiyoko-system>

- ・ 3 kW の太陽光発電設備 → 1,950kg／年のCO₂削減

Q30 蓄電池の能力は定格容量と実効容量のどちらを使うのか

- 補助金算定の際は原則としてカタログ記載の定格容量の数値を用いてください。
- 定格容量がカタログ等に記載されておらず不明な場合は、「蓄電容量（単電池の定格容量（Ah）、単電池の公称電圧（V）および使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値（Ah・V=Wh）（小数点第2位以下切捨）」を用いることも可とします。
- ・メーカー等に問い合わせる等して得た定格容量の数値がある場合は、その値を使っ
ていただいて構いません。
 - ・メーカーへの問い合わせは必須ではありません（カタログやホームページに定格容量
の記載が見当たらない場合は、蓄電容量を用いて構いません）。

〔参考1〕

定格容量：蓄電池に蓄えることができる電気の量

実効容量：蓄電池に蓄えた電気のうち、実際に使用できる量

〔参考2〕

蓄電容量（小数点第2位以下切捨）：SII 登録製品はホームページで検索可能です

<https://zehweb.jp/registration/battery/>

Q31 リチウムイオン蓄電池の JIS 対応の確認が困難なものはどうすれば良いか

- 国要領に定めのある、リチウムイオン電池の交付要件 j (a) 及び k (a) に記載のある JIS 準拠の条件について確認が困難な場合は、SII にて認証を受けている蓄電池については安全基準が担保できるもの（交付要件を満たすもの）と判断して差し支えありません。

<https://zehweb.jp/registration/battery/>

Q32 太陽光発電設備の価格が7万円／kWを下回るものはどう扱うのか

- 実際の価格（工事費込み・税抜き）を対象としてください。

Q33 太陽光発電設備を増設した場合の自家消費の考え方は

- 既存設備と別系統に接続した場合は「増設設備での発電量」の30%以上を自家消費して
ください。
- 既存設備と同一系統に接続した場合は「既存設備での発電量＋増設設備での発電量」の
30%以上を自家消費してください。

【注】同一系統に接続した場合は既存設備も非 FIT（卒 FIT 等）であることが前提で
す。

Q34 ポータブル蓄電池は補助対象となるか

○定置用であることが補助対象設備の条件としています。また、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であることが条件であるため、系統連系タイプであることが必要と考えます（供給先が 100V コンセントや USB のみでないこと）。

Q35 申請時に複数見積は必要か

- 複数見積りを取り、適切な設備価格で補助金申請をしてもらうことを想定しています。複数取れないやむを得ない理由があれば、1 者見積もりでも申請を受け付けることを想定しています。
- 国の要領の改正により令和 7 年度から蓄電池の価格は 12.5 万円/kWh 以下（工事費込み・税抜き）となるよう努めなければならない、複数者から見積りを取得するなどの対応が必要になりますのでご注意ください。

Q35 ローンで支払う場合等で領収書が出ない場合、何か他の書類で代替可能か

○領収書の添付は必須です。ローン計画書等では代替できません。